

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格▲五判

昭和二十七年四月二十二日 火曜日  
第一千三百五号

規則	鳥取県建築士審議会規程
○訓令	大正三年九月鳥取県訓令第三十一号の廢止
○告示	保険医の指定
	石見村長候補者の資格確認申請期日指定

(目的)

第一條 鳥取県建築士審議会（以下「審議会」という。）は、建築士法の規定に基き知事が行う処分に対する同意についての議決を行うとともに、知事の諮問に応じ建築士に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

(組織)

第二條 審議会は委員八人以内をもつて、組織する。  
2 委員は、建築士のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の委員を選ぶに当たりやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを任命又は委嘱することができる。但し、この数は、委員の半数をこえてはならない。

鳥取県規則第二十五号  
鳥取県建築士審議会規程  
建築士法（昭和二十五法律第二百二号）に基きこの規則を定める。

## (会長)

第三條 審議會に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第四條 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (幹事)

第五條 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (幹事)

第六條 審議會に幹事若干人を置き、知事が、任命又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受けて、庶務を掌る。

## (書記)

第六條 審議會に書記若干人を置き、知事が、任命する。

2 書記は、会長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

## (會議及び議決)

第七條 審議會の會議は、会長が招集し、会長が會議の

## 議長となる。

2 審議會は、委員半数以上の出席がなければ、會議を開き議決することができない。

3 審議會の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同數のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第八條 審議會の庶務は、土木部建築課において處理する。

## (運営)

第九條 この規則に定めるものの外審議會の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県建築士審議會規程(昭和二十五年鳥取県告示第五百三号)は廃止する。

## 訓 合

## 鳥取県訓令第七号

沿海市町村長

内國艦船ニシテ所轄内沿岸ニ於テ危難ニ罹リタルトキ通報方(大正三年九月鳥取県訓令第三十一号)は廢止する。

昭和二十七年四月二十二日

## 告 示

## 鳥取県告示第二百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十七年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診	療	所	所在	氏名	指定期
名	姓	名	所	地	年	月
内科	中井内科	小兒	東伯郡八橋	中井	良平	昭和二十一年四月一日
兒科	科医院	町丸尾				

## 鳥取県科森田歯科医院

米子市西町

深野木嘉澄

## 宮田歯科医院

氣高郡青谷

宮田 澄子

町

昭和二十七年四月二十二日 記

昭和二十七年四月二十二日から

昭和二十七年四月二十三日まで

## 鳥取県知事 西 尾 愛 治